

平成29年4月1日
大阪市都市整備局

入札参加者の皆様へ

お知らせ

都市整備局が発注する建築工事・建築設備工事の 積算基準の改定について

大阪市都市整備局が発注する建築工事・建築設備工事の積算基準について、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事標準単価積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）が平成28年12月に、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅電気設備工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅屋外整備工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）が平成29年3月に改定されたことに伴う改定をします。

改定概要

- ・一般管理費等率を見直します。
- ・複合単価の下請経費率の改定により、複合単価を構成する要素のうち下請経費を含む「その他」の率を見直し、中間値を採用します。

改定時期

- ・平成29年4月1日以降に入札公告する案件から適用します。

改定する積算基準

- ・公共建築工事積算基準等の運用 平成29年4月
- ・建築工事積算要領 平成29年4月
- ・公共建築工事標準単価 積算基準等の運用（設備工事）平成29年4月
- ・大阪市営住宅工事積算基準 平成29年4月
- ・大阪市営住宅工事積算基準等の運用（設備工事）平成29年4月

「都市整備局が発注する建築工事・建築設備工事の積算基準」については、以下のホームページを参照してください。

【HPアドレス】

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000434755.html>

参考URL

「公共建築工事積算基準」等の改定内容については、国土交通省のホームページを参照してください。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部のHPアドレス】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6

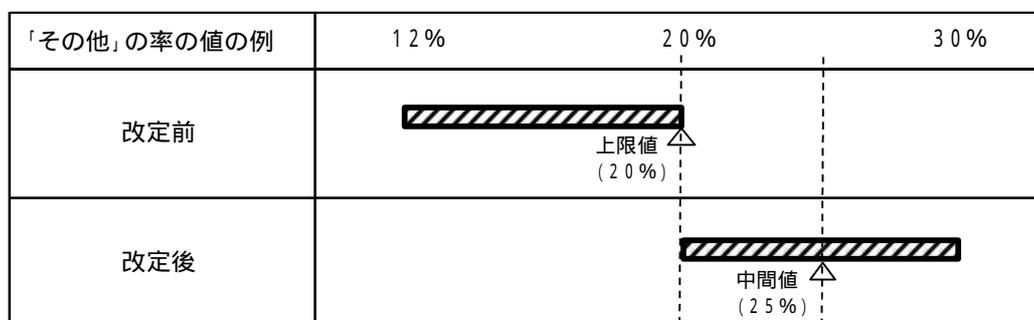
「公共住宅建築工事積算基準」等の改定内容については、公共住宅事業者等連絡協議会のホームページを参照してください。

【公共住宅事業者等連絡協議会のHPアドレス】

http://www.yutakana.jp/jirenkyo_new/tops/articleDetail/420

（参考）複合単価を構成する要素のうち下請経費を含む「その他」の率における中間値について

- ・本改定の適用前は、「その他」の率については、上限値を採用することで事業主負担分に係る法定福利費に相当する額を予定価格に反映させていました。
（「平成26年3月 都市整備局発注の建築工事における社会保険未加入対策について」
【<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000257411.html>】）
- ・本改定による「その他」の率の値は、改定前の上限値が概ね改定後の下限値となるため、改定後に中間値を採用しても、改定前の値より高くなります。



「その他」の率の値のイメージ図

- ・なお、社会保険未加入対策に係る取組みとして、これまで「その他」の率の上限値採用とともに実施してきた「市場単価における法定福利費に相当する補正（割増）」については、従来どおりとします。